

昭和三十一年政令第三百三十二号

海岸法施行令

内閣は、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）の規定に基き、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

（海岸保全基本方針に定める事項等）

第一条 海岸法（以下「法」という。）第二条の一第一項の海岸保全基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

（海岸の保全に関する基本的な指針）

一 海岸の保全に関する基本的な事項

二 一の海岸保全基本計画を作成すべき海岸の区分

三 海岸保全基本計画に関する基本的な事項

四 海岸保全基本方針は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する環境基本計画と調和するものでなければならない。

五 海岸保全基本計画に定める事項

六 海岸保全基本方針は、津波、高潮等による災害の発生の防止、多様な自然環境の保全、人と自然との豊かな触れ合いの確保、海岸利用者の利便の確保等を総合的に考慮して定めるものとする。

七 海岸保全基本方針は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する環境

八 海岸保全施設の整備及び保全に関する事項

九 海岸保全施設の整備に関する事項

十 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

十一 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

十二 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

十三 海岸保全施設の種類、規模及び配置

十四 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

十五 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

十六 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

十七 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

十八 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

十九 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

二十 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

二十一 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

二十二 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

二十三 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

二十四 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

二十五 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

二十六 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

二十七 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

二十八 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

二十九 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

三十 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

三十一 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

三十二 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

三十三 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

三十四 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

三十五 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

三十六 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

三十七 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

三十八 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

三十九 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

四十 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

四十一 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

四十二 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

四十三 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

四十四 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

四十五 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

四十六 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

四十七 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

二 法第二条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により海岸保全施設の整備に関する案を作成し、及び同条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずること。

三 法第七条第一項又は第八条第一項の規定による許可を与えること。

四 法第八条の二第一項各号列記以外の部分若しくは同項第三号又は第三条の二第一項第二号の規定により区域若しくは物件又は行為の指定をすること。

五 法第十条第二項の規定により同項に規定する者と協議すること。

六 法第十二条第一項又は第二項に規定する処分をし、又は措置を命ずること。ただし、同条第二項第三号に該当する場合においては、同項に規定する処分をし、又は措置を命ずることはできない。

七 法第十二条第三項の規定により必要な措置を命ずること。

八 法第十二条第四項の規定により必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任をした者にこれを行わせること。

九 法第十二条第五項の規定により除却に係る海岸保全施設以外の施設又は工作物（除却を命じた同条第一項及び第三項の物件を含む。次号及び第三条の三から第三条の八までにおいて「他の施設等」という。）を保管し、及び法第十二条第六項の規定により公示すること。

十 法第十二条第七項の規定により他の施設等を売却し、及びその代金を保管し、同条第八項の規定により他の施設等を廃棄し、又は同条第九項の規定により売却した代金を売却に要した費用に充てること。

十一 法第十二条の二第一項から第三項までの規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。

十二 法第十三条第一項本文の規定により海岸保全施設に関する工事を行うことを承認し、又は同条第二項の規定により法第十条第二項に規定する者と協議すること。

十三 法第十四条の二第一項の規定により操作規則を定め、及び同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により関係市町村長の意見を聴き、又は同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により法第十条第二項に規定する者と協議すること。

十四 法第十四条の三第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により操作規則を承認し、及び同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により関係市町村長の意見を聴き、又は同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により法第十条第二項に規定する者と協議すること。

十五 法第十五条の規定により海岸保全施設に関する工事を施行させること。

十六 法第十六条第一項の規定により海岸管理者が管理する海岸保全施設その他の施設又は工作物（以下この号及び第三条において「海岸保全施設等」という。）に関する工事又は海岸保全施設等の維持（海岸保全区域内の公共海岸の維持を含む。）を施行させること。

十七 法第十七条第一項の規定により他の工事を施行すること。

十八 法第十八条第一項の規定により他人の占有する土地若しくは水面に立ち入り、若しくは特別の用途のない他の人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者にこれらの行為をさせること。

十九 法第十八条第七項並びに同条第八項において準用する法第十二条の二第二項及び第三項の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。

二十 法第十九条の規定により、損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び補償金を支払い、又は補償金に代えて工事を行うことを要求し、並びに協議が成立しない場合において収用委員会に裁決を申請すること。

二十一 法第二十条第一項の規定により報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者に海岸保全施設に立ち入り、これを検査させること。

二十二 法第二十一条第一項又は第二項の規定により必要な措置を命ずること。

二十三 法第二十一条第三項並びに同条第四項において準用する法第十二条の二第二項及び第三項の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。

二十四 法第二十一条の二の規定により勧告し、又は公表すること。

二十五 法第二十二条の三第一項又は第二項の規定により必要な措置を命ずること。

二十六 法第二十二条の三第三項並びに同条第四項において準用する法第十二条の二第二項及び第三項の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。

二十七 法第二十二条第一項の規定により漁業権の取消し、変更又はその行使の停止を都道府県知事に求め、並びに同条第二項並びに同条第三項において準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百七十七条第二項、第三項前段、第四項から第八項まで、第十一項及び第十二項の規定により損失を補償すること。

二十八 法第二十三条第一項の規定により必要な土地を使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬具若しくは器具を使用し、若しくは工作物その他の障害物を処分し、又は同条第二項の規定によりその付近に居住する者若しくはその現場にある者を業務に従事させること。

二十九 法第二十三条第三項並びに同条第四項において準用する法第十二条の二第二項及び第三項の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。

三十 法第二十三条第五項の規定により損害を補償すること。

三十一 法第二十三条の三の規定により、海岸協力団体の指定をし、及び当該海岸協力団体の名称等を公示し、又は海岸協力団体による届出を受理し、及び当該届出に係る事項を公示すること。

三十二 法第二十三条の五の規定により、報告を求め、必要な措置を講すべきことを命じ、又は海岸協力団体の指定を取り消し、及びその旨を公示すること。

三十三 法第二十三条の六の規定により情報の提供又は指導若しくは助言をすること。

三十四 法第二十三条の七の規定により海岸協力団体と協議すること。

三十五 法第三十条の規定により他の工作物の効用を兼ねる海岸保全施設の新設又は改良に関する工事に要する費用の負担について当該他の工作物の管理者と協議すること。

三十六 法第三十八条の二の規定により法の規定による許可又は承認に海岸の保全上必要な条件を付すること。

三十七 前項に規定する主務大臣の権限は、法第六条第三項の規定に基づき公示された工事の区域（前項第二十八条号から第三十号までに掲げる権限にあつては、主務大臣が海岸管理者の意見を聴いて定め、主務省令で定めるところにより公示した区域を除く。）につき、同条第三項の規定に基づき公示された工事の開始の日から当該工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第九号から第十一号まで、第十九号、第二十号、第二十三号、第二十六号、第二十七号（法第二十二条第二項並びに同条第三項において準用する漁業法第七十七条第二項、第三項前段、第四項から第八項まで、第十一項及び第十二項の規定により損失を補償する部分に限る。）、第二十九号、第三十号及び第三十五号に掲げる権限は、当該工事の完了又は廃止の日の後においても行うことができる。

（海岸保全区域内における制限行為で許可を要しない行為）

第二条 法第八条第一項ただし書の政令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の規定による埋立ての免許又は承認を受けた者が行う当該免許又は承認に係る行為

二 鉱業権又は租鉱権者が行う行為で次に掲げるもの

イ 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の規定により届出をした施設の設置又は変更の工事

ロ 鉱山保安法第三十六条の規定による産業保安監督部長の命令又は同法第四十八条第一項の規定による鉱務監督官の命令の実施に係る行為

ハ 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十三条第一項の規定により届出をし、又は同条第二項（同法第八十七条において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十三条の二第一項若しくは第二項の規定により認可を受けた施設案（同法第六十三条の三の規定により同法第六十三条の二第二項又は第二項の認可を受けたものとみなされた施設案を含む。）の実施に係る行為

二十一 法第二十二条の三第一項又は第二項の規定により必要な措置を命ずること。

二十二 法第二十二条の三第三項並びに同条第四項において準用する法第十二条の二第二項及び第三項の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。

二十三 法第二十二条第一項の規定により漁業権の取消し、変更又はその行使の停止を都道府県知事に求め、並びに同条第二項並びに同条第三項において準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百七十七条第二項、第三項前段、第四項から第八項まで、第十一項及び第十二項の規定により損失を補償すること。

二十四 法第二十三条第一項の規定により必要な土地を使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬具若しくは器具を使用し、若しくは工作物その他の障害物を処分し、又は同条第二項の規定によりその付近に居住する者若しくはその現場にある者を業務に従事させること。

二十五 法第二十三条第三項並びに同条第四項において準用する法第十二条の二第二項及び第三項の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。

二十六 法第二十三条第五項の規定により損害を補償すること。

二十七 法第二十三条の三の規定により、海岸協力団体の指定をし、及び当該海岸協力団体の名称等を公示し、又は海岸協力団体による届出を受理し、及び当該届出に係る事項を公示すること。

二十八 法第二十三条の五の規定により、報告を求め、必要な措置を講べきことを命じ、又は海岸協力団体の指定を取り消し、及びその旨を公示すること。

二十九 法第二十三条の六の規定により情報の提供又は指導若しくは助言をすること。

三十 法第二十三条の七の規定により海岸協力団体と協議すること。

三十一 法第三十条の規定により他の工作物の効用を兼ねる海岸保全施設の新設又は改良に関する工事に要する費用の負担について当該他の工作物の管理者と協議すること。

三十二 法第三十八条の二の規定により法の規定による許可又は承認に海岸の保全上必要な条件を付すること。

三十三 前項に規定する主務大臣の権限は、法第六条第三項の規定に基づき公示された工事の区域（前項第二十八条号から第三十号までに掲げる権限にあつては、主務大臣が海岸管理者の意見を聴いて定め、主務省令で定めるところにより公示した区域を除く。）につき、同条第三項の規定に基づき公示された工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第九号から第十一号まで、第十九号、第二十号、第二十三号、第二十六号、第二十七号（法第二十二条第二項並びに同条第三項において準用する漁業法第七十七条第二項、第三項前段、第四項から第八項まで、第十一項及び第十二項の規定により損失を補償する部分に限る。）、第二十九号、第三十号及び第三十五号に掲げる権限は、当該工事の完了又は廃止の日の後においても行うことができる。

（海岸保全区域内における制限行為で許可を要しない行為）

第三条 法第八条第一項第三号の政令で定める行為は、木材その他の物件を投棄し、又は係留する等の行為で海岸保全施設等を損壊するおそれがあると認めて海岸管理者が指定するものとする。

二 海岸管理者は、前項の規定による指定をするときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

（海岸保全区域における制限行為の禁止）

第三条の二 法第八条の二第一項第四号の政令で定める海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為は、次に掲げるものとする。

一 土石（砂を含む。）を捨てること。

二 土地の表層のはく離、たき火その他の行為であつて、動物若しくは動物の卵又は植物の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼすおそれがあるため禁止する必要があると認めて海岸管理者が指定するものを行うこと。

三 第二項の規定は、前項第一号の規定による指定について準用する。

(他の施設等を保管した場合の公示事項)

第三条の三 法第十二条第六項の政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 保管した他の施設等の名称又は種類、形状及び数量

二 保管した他の施設等の放置されたいた場所及び当該他の施設等を除却した日時

三 当該他の施設等の保管を始めた日時及び保管の場所

四 前三号に掲げるもののほか、保管した他の施設等を返還するため必要と認められる事項

(他の施設等を保管した場合の公示の方針)

第三条の四 法第十二条第六項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならぬ。

一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、当該海岸管理者の事務所に掲示すること。

二 前号の公示の期間が満了しても、なお当該他の施設等の所有者、占有者その他の施設等にについて権原を有する者（第三条の八において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、前条各号に掲げる事項の要旨を公報又は新聞紙に掲載すること。

三 海岸管理者は、前項に規定する方法による公示を行なうとともに、主務省令で定める様式による保管した他の施設等一覧簿を当該海岸管理者の事務所に備え付け、かつこれをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

（他の施設等の価額の評価の方法）

第三条の五 法第十二条第七項の規定による他の施設等の価額の評価は、当該他の施設等の購入又は製作に要する費用、使用年数、損耗の程度その他当該他の施設等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、海岸管理者は、必要があると認めるときは、他の施設等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聞くことができる。

第三条の六 法第十二条第七項の規定による保管した他の施設等の売却は、競争入札に付して行われなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない他の施設等その他競争入札に付することが適當でないと認められる他の施設等については、随意契約により売却することができる。

第三条の七 海岸管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも五日前までに、当該他の施設等の名称又は種類、形状、数量その他主務省令で定める事項を当該海岸管理者の事務所に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。

2 海岸管理者は、前条本文の規定による競争入札に付そうとするときは、なるべく三人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に当該他の施設等の名称又は種類、形状、数量その他主務省令で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。

3 海岸管理者は、前条ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならぬ。

（他の施設等を返還する場合の手続）

第三条の八 海岸管理者は、保管した他の施設等（法第十二条第七項の規定により売却した代金を含む。）を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提出させる等の方法によつてその者が当該他の施設等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、主務省令で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

第四条 法第十二条の二第三項（法第十八条第八項、第二十一条第四項、第二十一条の三第四項及び第二十三条第四項において準用する場合を含む。）又は第十九条第四項の規定により裁決を申請しようとする者は、主務省令で定める様式に従い、次の各号に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

一 裁決申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び住所）
二 相手方の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び住所）
三 損失の事実
四 損失の補償の見積及びその内容

（災害時における緊急措置に係る損害補償の額等）

第五条 法第二十三条第五項の規定による損害補償は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）中水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二十四条の規定により水防に從事した者に係る損害補償の基準を定める規定の例により行うものとし、この場合における手続その他必要な事項は、主務省令で定める。

第六条 法第二十七条第一項の規定により国が費用を負担する工事及び当該工事に要する費用に対する国の負担率は、次のとおりとする。
（他の都府県が分担する負担金の額）

1 地盤の変動により必要を生じた海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で海岸保全の機能を従前の状態までに復旧するもの二分の一

2 海水による著しい侵食を防止するための海岸保全施設の新設又は改良に関する工事 二分の一

3 前二号に掲げるものを除き、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で公共土木施設灾害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第二項に規定する災害復旧事業（同法第二条第三項において災害復旧事業とみなされるものを含む。）と合併して施行する必要があるものの二分の一

4 前二号に掲げるものの以外のもの二分の一

5 第一号から第三号までに掲げるものを除き、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で大規模なもの二分の一

6 前各号に掲げるものを除き、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で主務大臣が指定するもの三分の一

7 前項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる工事で主務大臣が指定するものに要する費用に対する国の負担率は、同項の規定にかかるわらず、三分の二とする。

8 第一項第二号から第五号までに掲げる工事で北海道において施行されるものに要する費用に対する国負担率は、同項の規定にかかるわらず、五分の一

9 前各号に掲げるものを除き、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で主務大臣が指定するもの三分の一

10 第一項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる工事で離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第四条第一項の離島振興計画に基づくもの（第二項又は前項に規定する工事を除く。）に要する費用に対する国負担率は、第一項の規定にかかるわらず、同項第二号から第四号までに掲げる工事にあつては二十分の十一、同項第六号に掲げる工事にあつては二分の一とする。

（国庫負担額）

11 国が法第二十七条第一項の規定により負担する金額は、海岸保全施設に関する工事に要する費用の額（法第三十一条から第三十三条までの規定による負担金（以下「収入金」という。）があるときは、当該費用の額から収入金を控除した額。以下「負担基本額」という。）に前条に規定する国負担率をそれぞれ乗じて得た額とする。

（地方公共団体負担額）

第十一条 地方公共団体が法第二十九条の規定により国庫に納付する負担金の額は、負担基本額に法第二十六条第一項に規定する地方公共団体の負担割合を乗じて得た額（収入金があるときは当該

額に収入金を加算し、法第二十六条第二項の規定により分担を命ぜられた他の都府県があるときは当該額から当該分担額を控除した額。以下「地方公共団体負担額」という。)とする。

(負担基本額等の通知)

第十一條 主務大臣は、海岸保全施設に関する工事を施行する場合においては、負担基本額及び地方公共団体負担額を当該海岸保全施設を管理する海岸管理者の属する地方公共団体に對して(法第二十六条第二項の規定により他の都府県に分担を命じたときは、当該分担額並びに負担基本額及び地方公共団体負担額を関係地方公共団体に対し)通知しなければならない。負担基本額、地方公共団体負担額又は都府県分担額を変更したときも、同様とする。

(負担金の徵収手続)

第十二条 法第三十四条に規定する負担金の徵収については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十四条に規定する手続の例による。

(一般公共海岸区域内における制限行為で許可を要しない行為)

第十二条の二 第二条(第八号を除く。)の規定は、法第三十七条の五ただし書の政令で定める行為について準用する。この場合において、第二条第十一号中「海岸保全施設の構造又は地形、地質その他の状況により海岸管理者が深さを指定した場合には、当該深さ」以内の土地の掘削又は切土(海岸保全施設から五メートル(海岸保全施設の構造又は地形、地質その他の状況により海岸管理者が距離を指定した場合には、当該距離)以内の地域及び水面における土地の掘削又は切土を除く。)とあるのは「地形、地質その他の状況により海岸管理者が深さを指定した場合には、当該深さ」以内の土地の掘削又は切土」と、同条第十二号中「海岸保全施設の構造又は地形」とあるのは「地形」と読み替えるものとする。(一般公共海岸区域における制限行為)

第十二条の三 法第三十七条の五第三号の政令で定める行為は、木材その他の物件を投棄し、又は係留する等の行為で海岸管理者が管理する施設又は工作物を損壊するおそれがあると認めて海岸管理者が指定するものとする。

2 第三条第二項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

(海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為の禁止)

第十二条の四 法第三十七条の六第一項第四号の政令で定める海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為は、次に掲げるものとする。

一 土石(砂を含む。)を捨てること。
二 土地の表層のはく離(たき火その他の行為であつて、動物若しくは動物の卵又は植物の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼすおそれがあるため禁止する必要があると認めて海岸管理者が指定するものを行うこと。)
2 第三条第二項の規定は、前項第二号の規定による指定について準用する。

(この政令の規定の一般公共海岸区域への準用)
第十二条の五 第三条の三から第五条まで及び第十二条の規定は、一般公共海岸区域について準用する。(関係主務大臣の協議の内容の公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。

第十三条 法第四十条第三項の公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。

一 海岸保全施設の位置及び種類
二 管理を所掌する期間
三 所掌する管理の内容
(権限の委任)

第十四条 法に規定する主務大臣の権限(農林水産大臣の権限のうち漁港区域に係る海岸保全区域に関する事項に係るものを除く。)のうち、第一条の五に規定するもの、法第二十三条の二第一項に規定するもの及び法第二十七条第二項に規定するもの(主務省令で定める工事に係るものを除く。)は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の

長に委任する。これらの主務大臣の権限に係る法第三十八条に規定する権限についても、同様とする。

主務大臣の権限

農林水産大臣の権限

国土交通大臣の権限

地方整備局長及び北海道開発局長

地方農政局長及び北海道開発局長

地方支分部局の長

国土交通大臣の権限

地方整備局長及び北海道開発局長

地方農政局長及び北海道開発局長

地方支分部局の長

国土交通大臣の権限

地方整備局長及び北海道開発局長

地方農政局長及び北海道開発局長

地方支分部局の長

附 則 (施行期日)

1 この政令は、法施行の日(昭和三十一年十一月十日)から施行する。

2 法第三十七条の二第一項の規定による主務大臣の権限のうち、国土交通大臣に属する権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

附 則 抄

1	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和三七年七月一日政令第二八一號) 抄	この政令は、公布の日から施行する。
1	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四一年三月三一日政令第六六號) 抄	この政令は、昭和四十二年四月一日から施行する。
1	この政令は、昭和四十二年四月一日から施行する。
附 則 (昭和四二年六月一日政令第一一二三號) 抄	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四年四月一七日政令第八四號)	この政令は、昭和四年四月一七日から施行する。

(施行期日) この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成二年三月二十九日政令第一二五号)

附則 (平成二年三月二十九日政令第一二五号)

この政令は、海岸法の一部を改正する法律の施行の日 (平成十二年四月一日) から施行する。

附則 (平成二年六月七日政令第三二二号)

(施行期日) (平成二年六月七日政令第三二二号)

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日 (平成十三年四月一日) から施行する。

三年一月六日) から施行する。

附則 (平成二年九月一三日政令第四二八号)

(施行期日) (平成二年九月一三日政令第四二八号)

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 (平成一四年二月八日政令第六〇号)

(施行期日) (平成一四年二月八日政令第六〇号)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一五年三月二六日政令第七二号)

(施行期日) (平成一五年三月二六日政令第七二号)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年一〇月二七日政令第三三八号)

(施行期日) (平成一六年一〇月二七日政令第三三八号)

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置) (平成一六年一〇月二七日政令第三三八号)

第二条 この政令の施行前に改正前のそれぞれの政令の規定により經濟産業局長がした許可、認可その他の処分 (鉱山保安法及び經濟産業省設置法の一部を改正する法律第二条の規定による改正前)の經濟産業省設置法 (平成十一年法律第九十九号)。以下「旧經濟産業省設置法」という。) 第十二条第二項に規定する經濟産業省の所掌事務のうち旧經濟産業省設置法第四条第一項第五十九号に掲げる事務に関するものに限る。以下「処分等」という。) は、それぞれの經濟産業局長の管轄区域を管轄する産業保安監督部長がした処分等とみなし、この政令の施行前に改正前のそれぞれの政令の規定により經濟産業局長に対してした申請 (届出)その他の行為 (旧經濟産業省設置法第十二条第二項に規定する經濟産業省の所掌事務のうち旧經濟産業省設置法第四条第一項第五十九号に掲げる事務に関するものに限る。以下「申請等」という。) は、それぞれの經濟産業局長の管轄区域を管轄する産業保安監督部長に対してした申請等とみなす。

附則 (平成一三年一二月二六日政令第四一四号)

(施行期日) (平成一三年一二月二六日政令第四一四号)

第一条 この政令は、鉱業法の一部を改正する等の法律の施行の日 (平成二十四年一月二十一日) から施行する。

附則 (平成二六年三月二八日政令第九二号)

(施行期日) (平成二六年三月二八日政令第九二号)

第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則 (平成二六年八月六日政令第二七一号)

(施行期日) (平成二六年八月六日政令第二七一号)

1 この政令は、海岸法の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十六年八月十日) から施行す

る。

附則 (平成二六年一二月三日政令第三八三号)

(施行期日) (平成二六年一二月三日政令第三八三号)

1 この政令は、海岸法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日 (平成二十六年十二月十日) から施行する。ただし、第一条中海岸法施行令第一条の二第二号の改正規定は、平成二十八年一月一日から施行する。

附則 (令和二年七月八日政令第二二七号)

(施行期日) (令和二年七月八日政令第二二七号)

この政令は、改正法施行日 (令和二年七月一日) から施行する。

附則 (令和五年一〇月一八日政令第三〇四号)

(罰則に関する経過措置) (令和五年一〇月一八日政令第三〇四号)

この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日 (令和六年四月一日) から施行する。

第五条 この政令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなおその効力を有することとなる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (令和五年一〇月一八日政令第三〇四号)

この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日 (令和六年四月一日) から施行する。

附則 (令和五年一〇月一八日政令第三〇四号)

この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日 (令和六年四月一日) から施行する。